渋川市水道事業及び下水道事業等訓令第1号

渋川市水道事業及び下水道事業等が定める歴史的公文書選別基準を次のと おり定める。

令和5年3月31日

渋川市上下水道事業 渋川市長 髙 木 勉

渋川市水道事業及び下水道事業等が定める歴史的公文書選別基準 (趣旨)

第1条 この訓令は、市長における渋川市公文書等の管理に関する条例(令和元年渋川市条例第23号)第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

- 第2条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。
 - (1) 市(合併前の市町村を含む。以下同じ。)の組織及び機能並びに 政策の検討経過、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された 公文書
 - (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
 - (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録 された公文書
 - (4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる公文書
 - ア 市の全域的な状況を把握できるもの
 - イ 長期的・継続的に地域の歴史がわかるもの
 - ウ 市の特色ある事象が明確になるもの
 - エ 文書の残存が少ない時期(昭和29年3月31日以前)のもの (選別基準)
- 第3条 前条の基本的な考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体

的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	上下水道事業の計画及び基本方針に関するもの
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの
3	上下水道事業の沿革に関するもの
4	規程、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
5	議案、報告その他の市議会に関するもの
6	諮問及び答申に関するもの
7	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの
8	財産の取得、処分等に関するもの
9	施設の建築等の事業実施に関するもの
1 0	予算及び決算に関するもので重要なもの
1 1	上下水道事業運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に
	関するもので重要なもの
1 2	訴訟等に関するもので重要なもの
1 3	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの
1 4	不服申立てに関するもので重要なもの
1 5	附属機関等に関するもの
1 6	調査研究、統計等に関するもので重要なもの
1 7	行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの
1 8	前各項に掲げるもののほか、前条第5号に該当し、歴史的価
	値があると認められるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

渋川市水道事業及び下水道事業等が定める歴史的公文書選別のための細目基準

渋川市水道事業及び下水道事業等が定める渋川市歴史的公文書選別基準(令和5年渋川市水道事業及び下水道事業等訓令第1号。以下「基準」という 。)第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

1 方針

過去における渋川市の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責務を全うできるようにするため、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

2 選別される歴史的公文書

番号	公文書の区分	選別する文書	例示
1	上下水道事業	上下水道事業の計	計画及びその市民意見公募
	の計画及び基	画、基本方針等の	に関する文書
	本方針に関す	企画、立案及び施	
	るもの	行に関する文書	
2	重要な事務及	上下水道事業の重	工事台帳及び図面、占用、
	び事業の計画	要な事務及び事業	負担金、事業計画認可申請
	及び実施に関	の計画及び実施に	等に関する文書
	するもの	関する文書	
			호 44
3	上下水道事業	上下水道事業の沿	事業の創設、認可等に関す
	の沿革に関す	革に関する文書	る文書
	るもの		
4	規程、訓令及	規程、訓令及び要	規程原議、訓令等原議及び
	び要綱の制定	綱の制定及び改廃	その市民意見公募に関する
	及び改廃に関	に関する文書	文書

	するもの		
5	議案、報告そ の他の市議会 に関するもの	市議会の議事に関する文書	議案原議
6	諮問及び答申に関するもの	諮問及び答申に関する文書	附属機関に係る諮問・答申 に関する文書
7	職員の任免及 び賞罰に関す るもので重要 なもの	職員の任免及び賞 罰に関する重要な 文書	特別職の任免並びに職員の 分限及び懲戒に関する文書 で重要なもの
8	財産の取得、 処分等に関す るもの	財産の取得、処分等に関する文書	財産に関する調書、土地、 建物及び重要物品の取得、 処分等に関する文書
9	施設の建築等 の事業実施に 関するもの	施設の建築等の事業実施に関する文書	施設の建築等に関する基本 計画、実施計画及び計画の 策定経過、各種調査、許認 可及び住民説明会に関する 文書
1 0	予算及び決算 に関するもの で重要なもの	予算に関する重要 な文書及び決算に 関する重要な文書	予算編成、決算報告及び財務諸表に関する文書
1 1	上下水道事業 運営の基本方 針、重要施策	上下水道事業運営 の基本方針、重要 施策等を審議する	渋川市上下水道事業の経営 に関する協議会、庁議等に 関する文書

	等を審議する	会議に関する重要	
	会議に関する	な文書	
	もので重要な		
	もの		
1 2	訴訟等に関す	訴訟等に関する重	判決、和解、損害賠償額の
	るもので重要	要な文書	決定及び訴訟経過に関する
	なもの		文書
1 3	請願、陳情、	請願、陳情、要望	請願、陳情等に関する文書
	要望等に関す	、公聴等に関する	、市長への投書箱及び市政
	るもので重要	もので重要な文書	懇談会に関する文書
	なもの		
1 4	て明由去マに	て叩けさくと聞う	安木津キに胆よっず事
1 4	不服申立てに	不服申立てに関す	審査請求に関する文書
	関するもので	る重要な文書	
	重要なもの		
1 5	附属機関等に	法令又は条例に基	左記に該当する審議会等の
	関するもの	づく審議会等に関	会議録、会議資料等
		する文書で、市の	
		施策の実施に係る	
		基本的姿勢又は方	
		向性に影響を与え	
		たもの	
1 6	調査研究、統	調査、研究並びに	市が作成する調査結果報告
	計等に関する		書、研究成果に関する文書
	もので重要な	果に関する重要な	及び統計書
	€ Ø	文書	

1 7	行事・事件、	行事、出来事、市	事件、事故、災害等に関す
	市政又は市民	政又は市民生活に	る文書
	生活に関する	関する重要な文書	
	もので重要な		
	もの		
1 8	前各項に掲げ	1から17までに	1から17までに例示され
	るもののほか	掲げるもののほか	ている文書以外のもので、
	、前条第5号	、歴史的価値があ	歴史的価値がある文書
	に該当し、歴	ると認められる文	
	史的価値があ	書	
	ると認められ		
	るもの		

3 適用期日

この基準は、令和5年4月1日から適用する。